

# 軽自動車税(種別割)の減免について

4月1日時点において、一定の要件を満たす場合、減免を受けることができます。  
なお、詳しい要件は下記までお問い合わせください。

## 【対象となる軽自動車】

- ・身体等に障がいのある方、または障がいのある方と生計をひととしていらっしゃる方が所有し、障がいのある方のため(通院、通勤等)に使用される軽自動車
- ・構造が身体等に障がいのある方の利用に供するための軽自動車

## 【減免の対象となる障がい者】

- ①療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ②身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの区分が左記の項目に該当する方
- ③戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がい有する方

## 【初回申請に必要なもの】

- ・減免申請書
- ・納税通知書
- ・自動車検査証(車検証)
- ・運転免許証(減免対象車両を運転する方のもの)
- ・身体障害者手帳等(自身が交付を受けているすべての手帳)
- ・通院、通学、通所等証明書(障がいのある方が所有する軽自動車を自身で運転しない場合)

## 【前年度減免を受けている方】

現況届出書を送付しますうえで、必要事項を記入のうえ、返送してください。

## 【申請期間】

納税通知書が手元に届いてから納期限(6月2日)までに申請をしてください。  
※納期限後の申請は受付できません。

## 【申請先】

- ・財務課資産税係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

## 【問い合わせ先】

財務課資産税係  
☎0137-62-2114

# 水道・下水道の使用開始に関する手続きについて

水道などの使用を開始する時は、使用開始予定日の2日前(土日祝日を除く)までに「使用開始届」の提出が必要ですので、問い合わせ先窓口またはFAXにて届け出をしてください。

※「使用開始届」は町HPからダウンロード出来ます。

## 開栓作業の立会について

開栓作業に必ず立ち会いをお願いしており、作業は平日午前9時から午後4時30分の間にを行います。

## 【注意事項】

- ・土日祝日・夜間等は作業できませんので、土日祝日等で使用を開始される方は、使用開始日より前の平日で立会をお願いします。
- ・「使用開始届」を提出せずに水道の使用を開始した場合は、条例に基づき認定された水道料金等を納めていただきます。

## 支払い方法について

納付書による支払いと口座引落の方法があります。

## 【納付書による支払い】

- ・納付書は、毎月7日頃に送付しますので納期限までに指定窓口でお支払いください。

※コンビニ、郵便局ではお支払いできません。

## 【口座引落】

- ・毎月25日に前月分の料金を口座から引き落とします。別途手続きが必要となりますので、左記の窓口で手続きをしてください。
- ・町内の各金融機関(ひやま漁協を除く)
- ・環境水道課業務係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所
- ・ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行については、直接窓口へ提出してください。

## 【問い合わせ先】

- ・環境水道課業務係
- ☎0137-63-2020
- ☎0137-62-2120
- ・熊石総合支所地域振興課
- ☎01398-2-3111
- ☎01398-2-3230
- FAX01398-2-3230

納付書による支払いと口座引落の方法があります。

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害		3級(喉頭摘出に よる音声機能障 害がある場合 に限ります。)
上肢不自由		1級～3級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級・5級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害		1級・3級～4級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう・直腸機能障害		
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1級～4級
肝臓機能障害		